

陳情第1号

件名 [分煙環境整備に関する陳情]

提出者

鹿屋市共栄町13-13

鹿屋たばこ販売協同組合

理事長 城之下 勇 外1名

【要 旨】

(1) 陳情者（団体）の現状

たばこ販売組合を組織する零細かつ経済基盤の弱いたばこ販売店は、たばこ事業法の目的に沿い、長きにわたり地方財政及び地域社会の発展に貢献していると自負し、たばこ耕作組合を組織する全国のたばこ耕作農家は、葉たばこ生産事業者として、たばこ耕作組合法の目的に沿い、自身と誇りを持ってたばこ作りに取り組み、長きにわたり地元産業として地域経済に貢献してきたと自負しております。

たばこは、たばこ事業法で規定された合法の嗜好品であり、年間1兆円を上回る貴重な地方財源として地方行政に貢献をしておりますが、度重なるたばこ税増税に加え、近年の喫煙場所の減少は、中小零細なたばこ販売店の生業を直撃し、耕作農家においても生産意欲の低下や将来不安から年々廃作が増加し、また、生活衛生関係の営業に携わる事業者にも影響を与え、極めて深刻な状況にあります。

(2) 地方たばこ税

ご存じの通り、喫煙者が間接的に納める制度となっている地方たばこ税は、鹿屋市には、「年間で約7億1,700万円」（令和元年度）が納められています。

この、労なくして納められる地方たばこ税は、住民生活に直結する貴重な一般財源となっておりますが何に使われるかは明確にされません。

ただ、このまま過度な喫煙規制が続けば、当然に税収は激減し、行政予算への大きな影響が出ることは避けられません。

(3) 改正健康増進法とその目的

2020年4月全面施行の「改正健康増進法」は、決して「禁煙法」ではなく、その根幹の目的は「望まない受動喫煙を防止する」と認識しております。

喫煙者を排除するのではなく、望まない受動喫煙を防止するために、「受動喫煙を受けたくない者と喫煙を愉しむもの双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現を推進していくもの」であり、まさに「禁煙」ではなく「分煙」こそが極めて重要です。

そして、この目的に向かうためには、鹿屋市が所管する「公共の場所における公共の喫煙場所の確保」が必要で、これを充実させることでポイ捨て、歩きたばこが減少し、行政、商店街が取り組む環境美化の推進等による美しい街づくりに、また、観光客誘致にも関係してきますので、非常に重要であり、更には住民生活に直結する地方たばこ税確保にもつながります。

(4) 地方たばこ税を活用した分煙環境整備

既に以下の内容は把握されていると存じますが、「令和3年度与党税制改正大綱」、及び、本年1月に総務省自治税務局より発出された「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」に次の件が掲載されております。

「令和3年度与党税制改正大綱」の屋外分煙施設等の整備の促進において、「令和2年度与党税制大綱において、地方公共団体に対し屋外分煙施設等の整備を図るよう促したところであるが、引き続き、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前、商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう促すこととする。」と記載されております。

加えて、本年1月に総務省自治税務局より発出された「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項について」では、「望まない受動喫煙を防止するためには、公共の場所における屋外分煙環境の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等のより一層の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。」と記載されております。

上述認識の下、鹿屋市のたばこ販売協同組合員関係者とその家族等の総意として下記のとおり陳情致します。

私達が路頭に迷うことがなきよう、特段の配慮を切にお願い申し上げます。

記

- 1 鹿屋市において、所管する駅前、商店街などの公共の施設、場所における「公共喫煙場所の整備」を強く求めます。
- 2 公共喫煙場所の設置、維持に際して、鹿屋市に納められる「地方たばこ税の一部活用の検討」を求めます。